

# 一般社団法人 郡山薬剤師会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 当法人は、一般社団法人郡山薬剤師会と称する。

(事務所)

**第2条** 当法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 当法人は、社会的使命に基づき、薬剤師の倫理及び学術水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図り、地域保健医療の活動の充実と市民の保健衛生及び健康の保持に寄与し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康の保持・増進に関する事業
- (2) 薬学・医学の研究及び研修に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及向上及び地域保健医療に関する事業
- (4) 医薬品の適正使用及び医療安全の確保に関する事業
- (5) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 日本薬剤師会・福島県薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (8) 行政機関その他関係団体との連絡、協議等に関する事業
- (9) 会員の福利厚生事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** 当法人は、次の会員から構成する。

(1) 正会員

郡山市の区域内に就業または在住している薬剤師であって、当法人の目的及び事業に賛同し入会した者

(2) 名誉会員

当法人及び当法人の目的の達成に功労のあった者または学識経験者で会員総会において承認された者

(3) 準会員

当法人の目的及び事業に賛同した個人で、会員総会において承認された者

(4) 賛助会員

当法人の目的及び事業に賛同し、会員総会において承認された企業又は団体

(会員の資格の取得)

**第6条** 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(社員)

**第7条** 当法人の正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の義務)

**第8条** 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する会員総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を当法人に支払う義務を負う。

(任意退会)

**第9条** 会員は、退会届を当法人に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

**第10条** 会員が次のいずれかに該当するときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、会員総会の決議において除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) この定款に定める事項及び第4章に規定する会員総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき

(3) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は当法人の名誉を棄損したとき

(4) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会員総会において、その正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

**第11条** 会員は第9条または第10条の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 会員総会

(会員総会)

**第12条** 当法人の会員総会は一般法人法に定める社員総会とする。

(種類)

**第13条** 当法人の会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会の2種とする。

(構成及び議決権の数)

**第14条** 会員総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

**第15条** 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員の報酬の額又は規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び予算・決算の承認
- (5) 会費等の額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並び重要な財産の処分又は譲り受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

**第16条** 定時会員総会は、毎年、6月に招集する。

2 前項の他、臨時会員総会を次の各号の一に該当する場合に招集する。

- (1) 会長もしくは理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、会員総会を招集することができる

一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

二 請求があった日から6週間以内の日を会員総会の日とする招集の手続きが発せられない場合

(招集)

**第17条** 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。但し、全ての正会員の同意がある場合には、会員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使する場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時会員総会を招集しなくてはならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。但し、会員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権が行使できることとするときは、2週間前までに正会員に通知しなくてはならない。

(議長)

**第18条** 会員総会の議長は、その会員総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

**第19条** 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

2 会員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなくてはならない。

3 前項の場合、本条1項および第20条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

**第20条** 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略等)

**第21条** 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があつたものとみなすものとする。

(議事録)

**第22条** 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録は会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の設置)

**第23条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以下
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、他に若干名の副会長、専務理事、常務理事を置くことができる。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第24条** 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常任理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第26条** 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 当法人の業務並びに財産の状況を調査すること

(3) 会員総会及び理事会に出席し必要あるときは意見を述べること

(4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を会員総会に報告すること

(7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって当法人に著しい障害が生じる恐れがあるときは、理事に対してその行為をやめることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員の任期)

**第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年後以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

**第28条** 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

**第29条** 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準は、会員総会において定める。

(取引の制限)

**第30条** 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

**第31条** 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会にて任期を定めた上で選任する。

3 顧問は次の職務を行う。

(1)会長の相談に応じること。

(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問は無報酬とする。但し、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は理事会の決議を経なければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

**第32条** 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第33条** 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1)会員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2)規則の制定、変更及び変更に関する事項

(3)前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分または譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法務省令で定める体制の整備）

（種類及び開催）

**第34条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき

（2）会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

（3）前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

（4）第26条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

**第35条** 理事会は会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は前条第3項第3号又は前条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

**第36条** 理事会の議長は会長が務める。但し、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

（定足数）

**第37条** 理事会は議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(決議)

**第38条** 理事会の議事は出席した議決に加わることができる理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

**第39条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。但し監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第40条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項による報告についてはこの限りではない

(議事録)

**第41条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第42条** 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第43条** 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議及び会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 当法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業報告及び決算)

**第44条** 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、当法人の定款及び会員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
- 4 貸借対照表は、定時会員総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

## 第8章 定款の変更ならびに合併及び解散等

(定款の変更)

**第45条** この定款は会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併)

**第46条** 当法人は会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

**第47条** 当法人は「一般法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由のほか、会員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

**第48条** 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

**第49条** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第50条** 当法人の公告は、当法人の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

**第51条** 当法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局の組織、運営については会長が別に定める。

## 第11章 委員会等

(委員会等)

**第52条** 当法人の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

## 第12章 補則

(委任)

**第53条** 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 附則

(最初の事業年度)

**第54条** 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員等)

**第55条** 当法人の設立時役員は次の通りとする。

設立時理事 山田善之進

設立時代表理事 山田善之進

設立時理事 山口仁

設立時理事 志岐由利子

設立時理事 若松勝

設立時理事 押尾茂

設立時監事 橋本直也

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

**第56条** 設立時社員の氏名、住所は次の通りである。

設立時社員 [REDACTED]  
山田善之進

設立時社員 [REDACTED]  
山口仁

設立時社員 [REDACTED]  
志岐由利子

設立時社員 [REDACTED]  
若松勝

設立時社員 [REDACTED]  
押尾茂

設立時社員 [REDACTED]  
橋本直也

(法令の準拠)

**第57条** 本定款の定めのない事項は全て一般法人法その他の法令に従う

以上、一般社団法人郡山薬剤師会設立のため、この定款を作成し、設立時社員がこれに次のとおり記名押印する。

平成25年6月26日

設立時社員 山田善之進

設立時社員 山口仁

設立時社員 志岐由利子

設立時社員 若松勝

設立時社員 押尾茂

設立時社員 橋本直也

平成 25 年 登簿 第 39 号

別紙定款における設立時社員山田善之進ほか5名の

代理人遠藤健太郎は、本公証人の面前において、設立

時社員が各々自己の記名押印を自認している旨を陳述

した。

よって、これを認証する。

平成 25 年 6 月 27 日、本公証人役場において

福島県郡山市長者一丁目7番20号

## 福島地方法務局所属

### 公 証 人

# 片岡賞誠

卷之三